特定個人情報保護評価書の概要（第三者点検用）

１　特定個人情報保護評価の再実施に至る経緯

「新潟市介護保険に関する事務における特定個人情報保護評価書（全項目評価書）（以下「評価書」という）」については、平成２８年７月２２日に実施した第三者点検後、直近では介護保険システム入れ替えに伴い、令和２年 11 月に第三者点検を実施しています。

このたび、介護保険システムの標準化に伴い、特定個人情報ファイルに対する重要な変更が生じるため、特定個人情報保護評価指針に基づく再実施を行います。

再実施する評価書について、令和７年６月 16 日から令和７年７月 16 日までパブリックコメントを実施しました。その結果を踏まえ、今回、第三者点検を依頼します。

２　基本情報

1．対象となる事務	
⑴事務の名称	新潟市介護保険に関する事務
⑵事務担当部署	福祉部　介護保険課・地域包括ケア推進課・高齢者支援課
⑶事務の概要	介護保険法及び新潟市介護保険条例に基づき以下の事務を行う。 ・住民基本台帳の情報に基づき、資格取得、喪失等を管理する。 ・市民税情報や生活保護受給有無、減免等の情報により年間保険料を算出し、賦課する。 ・介護保険料の収納状況の管理を行う。 ・被保険者からの要介護認定の申請に基づき、認定審査会により要介護認定を行う。 ・被保険者からの申請により、高額介護サービス費等の支給を行う。 ・高額医療合算介護（予防）サービス費の事務に個人番号を利用し、当市の介護保険と国民健康保険又は後期高齢者医療制度の給付情報に関する名寄せを行う。 ・被保険者からの相談に対し、基本チェックリストを活用し、事業対象者の判定を行う。 ※事務に関するシステム連携の流れは「別添１」のとおり
2．取り扱う特定個人情報ファイル	
⑴ファイル名	介護保険情報ファイル
⑵事務実施上のメリット	保険料の公平、公正な賦課と適正な給付により、被保険者の利便性向上が期待される。 ・他市町村からの転入者の場合、転入前の市町村より特定個人情

	報を活用し、データで認定情報を把握することで、被保険者の転入前の認定情報を的確かつ効率的に把握することができる。 ・生活保護や老齢福祉年金の受給情報を把握することで、適切な保険料算定を行える。 ・他市町村からの転入者の場合、保険料の算定や負担上限額等の判定のために、特定個人情報を用いて所得情報を把握することができるようになることで、利便性が向上し、効率的に事務を行うことが可能となる。

3. 前回実施時からの主な変更点

〇システムの入れ替えに伴い、事務の内容を修正した。（評価書８ページ）
- 連携方法等については資料２のとおり
- 認定業務については、基幹系システムより分離して個人番号を扱わないシステムとして運用し、システム間連携は手動もしくはＬGWANで連携を行う。
- 標準化対象システムとのシステム間連携はオブジェクトストレージ経由の連携に変更し、標準化対象外システムとのシステム間連携は庁内データ連携システム（暫定）経由での連携に変更する。

〇特定個人情報ファイルの取扱いの委託について、要介護認定申請書等の事務センターでの保管業務を新規に追加した。（評価書１７ページ）

〇システムの入れ替えに伴い、介護保険システムがガバメントクラウドに移行するため、保管場所及び消去方法を変更した。（評価書２８・３８ページ）

３　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

１．特定個人情報の入手に係るリスクと対策（措置）

- 個人カード、または通知カードと身分証明書の提示による本人確認を厳守することで、対象者以外の情報入手を防止する。
- 庁内データ連携システム（暫定）と各業務システムは専用回線で接続されているため、アクセス権限を付与されたシステム同士のみ接続することができ、それ以外のシステムの情報を入手することはできない仕組みとなっている。
- ＩＤ／パスワードに加え、番号系システムにおいては静脈認証を実施しており、権限を有しない者による目的外の入手を防止している。

２．特定個人情報の使用に係るリスクと対策（措置）

- 団体内統合宛名システムでは、情報を利用する事務と事務に必要な情報項目の対応付けをあらかじめ設定しており、設定を超えた範囲の情報を入手することは不可能である。また、システム連携する既存業務システムごとにアクセス制御も行う。

・介護保険システム・介護保険料収納支援システムでは、庁内の他システムからアクセスできないよう適切なアクセス制限を講じており、目的を超えた紐付けは行われないようにしている。
・権限設定状況を一覧表で管理しており、人事異動に際してユーザＩＤやアクセス権限の見直しを随時行い、業務上アクセスが不要となったものについては速やかに変更、削除を行うことで、残存を防止している。
・特定個人情報へのアクセス記録は、システムがアクセスログ（日時、利用者、利用端末、利用情報）として記録している。
・全職員を対象に情報セキュリティに関する研修を年１回実施している。

３．特定個人情報の提供・移転に係るリスクと対策（措置）

・特定個人情報の提供・移転時には、情報照会・情報提供（どの端末でどの職員が、どの住民の情報について、いつ参照を行ったか）の記録がデータベースに逐一保存される。
・他の業務所管課より情報の移転・提供を求められた場合は、データ利用申請書による申請が必要であり、審査の結果、承認されたものについてのみ、データの移転・提供を行っている。

４．情報提供ネットワークシステムとの接続に係るリスクと対策（措置）

・情報照会機能により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リストとの照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。
・中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。

５．特定個人情報の保管・消去に係るリスクと対策（措置）

・端末、電磁的記録媒体、紙媒体については、許可された者以外入室することのできない執務室内にて保管しており、取り扱いも執務室内に限定している。
・ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・保管する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。
・クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。

・申請書等については、新潟市公文書管理条例に基づく保管および廃棄を行う。

資料１

自治体情報システムの標準化・共通化

これまでの取組・現状

○ **自治体ごとにおける情報システムのカスタマイズ**により、
・維持管理や制度改正時の改修等において、**自治体は個別対応を余儀なくされ負担が大きい**
・情報システムの差異の調整が負担となり、**クラウド利用が円滑に進まない**
・**住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しい**　　等の課題が発生。

○ このような状況を踏まえ、**地方公共団体に対し、標準化対象事務(※) について、標準化基準に適合した情報システム（標準準拠システム）の利用を義務付ける「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」**が成立。

※ ２０業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

目標・成果イメージ

○ 標準化・共通化の取組により、**人的・財政的な負担の軽減を図り、自治体の職員が住民への直接的なサービス提供**や**地域の実情を踏まえた企画立案業務などに注力**できるようにするとともに、**オンライン申請等を全国に普及させるためのデジタル化の基盤を構築。**

○ 原則、**令和７年度（２０２５年度）**までに、**標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行を目指す。**

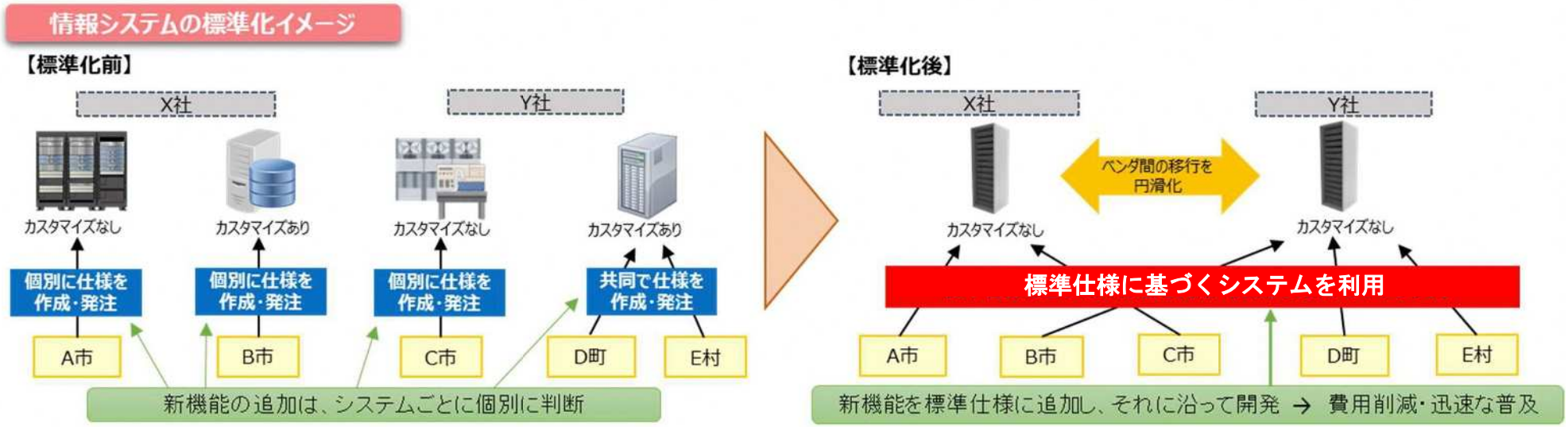

【特定個人情報保護評価の実施時期】
（「特定個人情報保護評価指針の解説」より抜粋）

別表
（第６の２（２）関係）

特定個人情報保護評価書の名称	重要な変更の対象である記載項目
１　重点項目評価書	１　個人番号の利用 ２　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ３　特定個人情報ファイルの種類 ４　特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 ５　特定個人情報ファイルに記録される主な項目 ６　特定個人情報の入手元 ７　特定個人情報の使用目的 ８　特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 ９　特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 10　特定個人情報の保管場所 11　リスク対策（重大事故の発生を除く。）
２　全項目評価書	１　特定個人情報ファイルを取り扱う事務の内容 ２　個人番号の利用 ３　情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ４　特定個人情報ファイルの種類 ５　特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 ６　特定個人情報ファイルに記録される主な項目 ７　特定個人情報の入手元 ８　特定個人情報の使用目的 ９　特定個人情報の使用部署 10　特定個人情報の使用方法 11　特定個人情報の突合 12　特定個人情報の統計分析 13　特定個人情報の使用による個人の権利利益に影響を与え得る決定 14　特定個人情報ファイルの取扱いの委託の有無 15　取扱いを委託する特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲 16　特定個人情報ファイルの取扱いの再委託の有無 17　特定個人情報の保管場所 18　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策（重大事故の発生を除く。） 19　その他のリスク対策

新旧システム連携図の変更

資料２

【現行】

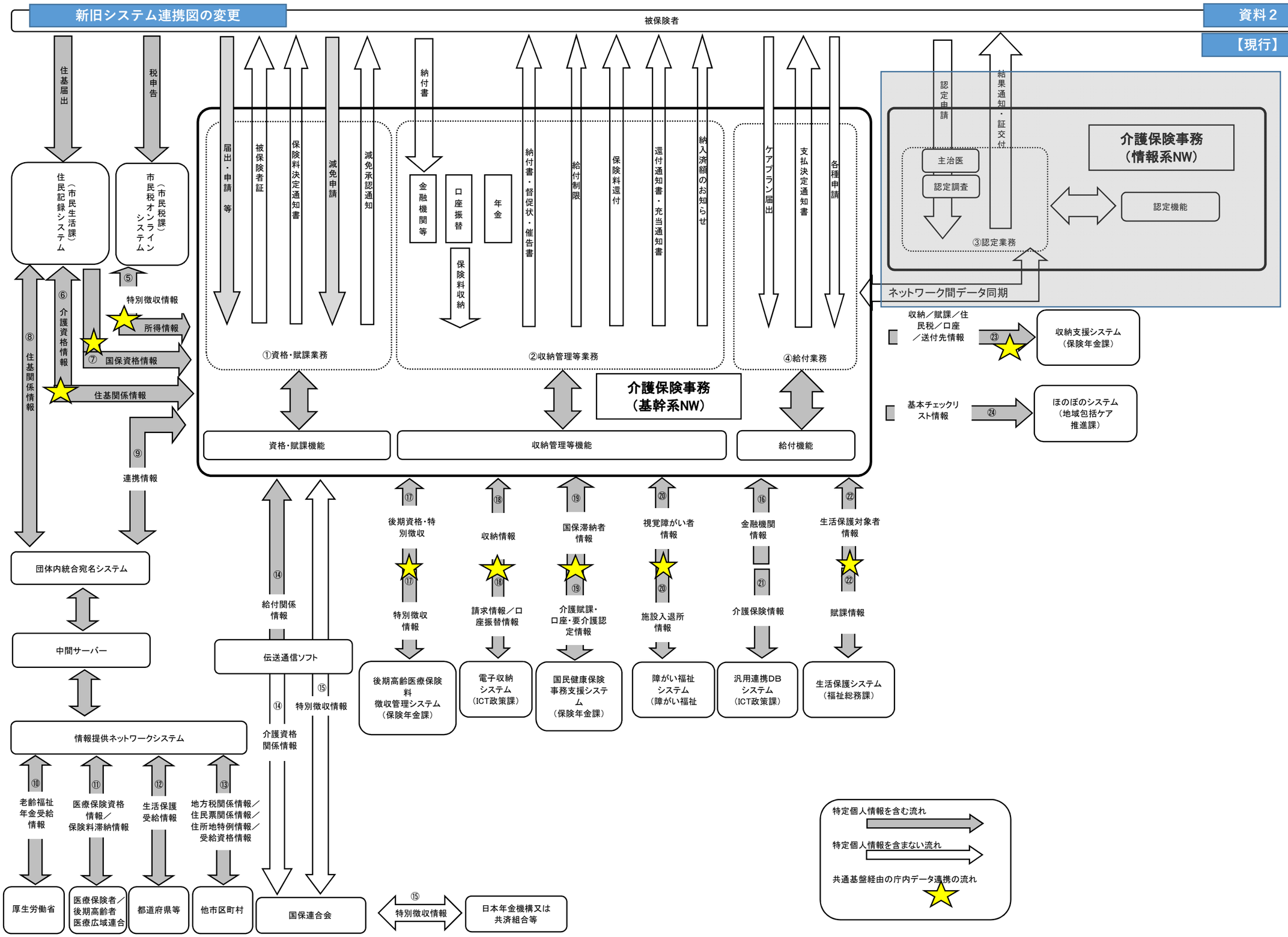

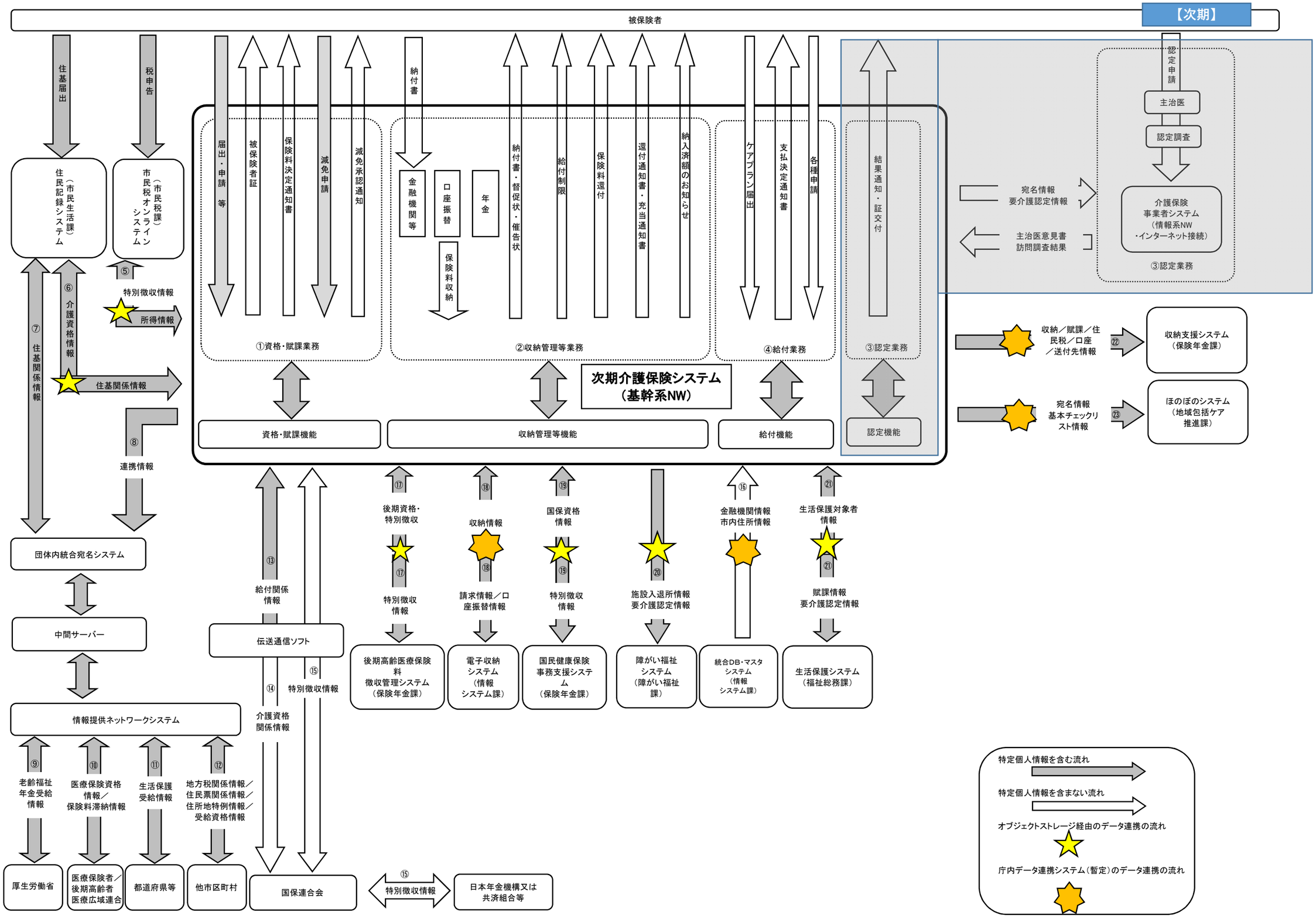
被保険者
【次期】
住基届出
税申告
住民記録システム（市民生活課）
市民税オンラインシステム（市民税課）
届出・申請等
被保険者証
保険料決定通知書
減免申請
減免承認通知
納付書
金融機関等
口座振替
保険料収納
年金
納付書・督促状・催告状
給付制限
保険料還付
還付通知書・充当通知書
納入済額のお知らせ
ケアプラン届出
支払決定通知書
各種申請
結果通知・証交付
認定申請
主治医
認定調査
介護保険事業者システム（情報系NW・インターネット接続）
宛名情報
要介護認定情報
主治医意見書
訪問調査結果
③認定業務
①資格・賦課業務
②収納管理等業務
④給付業務
③認定業務
次期介護保険システム（基幹系NW）
資格・賦課機能
収納管理等機能
給付機能
認定機能
特別徴収情報
所得情報
⑤
⑥ 介護資格情報
住基関係情報
⑦ 住基関係情報
⑧
連携情報
団体内統合宛名システム
中間サーバー
情報提供ネットワークシステム
⑨ 老齢福祉年金受給情報
厚生労働省
⑩ 医療保険資格情報／保険料滞納情報
医療保険者／後期高齢者医療広域連合
⑪ 生活保護受給情報
都道府県等
⑫ 地方税関係情報／住民票関係情報／住所地特例情報／受給資格情報
他市区町村
⑬ 給付関係情報
⑭ 介護資格関係情報
伝送通信ソフト
⑮ 特別徴収情報
国保連合会
⑮ 特別徴収情報
日本年金機構又は共済組合等
⑰ 後期資格・特別徴収
⑰ 特別徴収情報
後期高齢医療保険料徴収管理システム（保険年金課）
⑱ 収納情報
⑱ 請求情報／口座振替情報
電子収納システム（情報システム課）
⑲ 国保資格情報
⑲ 特別徴収情報
国民健康保険事務支援システム（保険年金課）
⑳ 施設入退所情報 要介護認定情報
障がい福祉システム（障がい福祉課）
⑯ 金融機関情報 市内住所情報
統合DB・マスタシステム（情報システム課）
㉑ 生活保護対象者情報
㉑ 賦課情報 要介護認定情報
生活保護システム（福祉総務課）
収納／賦課／住民税／口座／送付先情報
㉒
収納支援システム（保険年金課）
宛名情報 基本チェックリスト情報
㉓
ほのぼのシステム（地域包括ケア推進課）
特定個人情報を含む流れ
特定個人情報を含まない流れ
オブジェクトストレージ経由のデータ連携の流れ
庁内データ連携システム（暫定）のデータ連携の流れ

委託事項【次期】

委託事項5		要介護認定申請書等の事務センターでの保管業務
①委託内容		要介護認定申請書等の事務センターでの保管
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲		[　特定個人情報ファイルの一部　] ＜選択肢＞ 1）特定個人情報ファイルの全体 2）特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
	対象となる本人の範囲　※	介護保険法第27条第1項の規定に基づく要介護認定の申請者
	その妥当性	要介護認定に係る業務に関する知見のある業者に、一部業務の処理と併せて書類の保管を外部委託し、業務の効率化を図り要介護度の認定を速やかに行うため。
③委託先における取扱者数		[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		[　]専用線　[　]電子メール　[　]電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　]フラッシュメモリ　[○]紙 [　]その他　（　）
⑤委託先名の確認方法		新潟市情報公開条例に基づく公開請求により確認することができる。
⑥委託先名		未決定
再委託	⑦再委託の有無　※	[　] ＜選択肢＞ 1）再委託する　2）再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

保管場所【現行】

6．特定個人情報の保管・消去		
①保管場所 ※		＜介護保険システムにおける措置＞ ・介護保険システムは，データセンターに設置しており，データセンターへの入退出者管理，有人監視及び施錠管理されたサーバ内に保管する。 ・申告書及び届出書等の紙媒体やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については，許可された者以外入室することのできない執務室内にて保管しており，取り扱いも執務室内に限定している。 ・窓口業務等を行う部署においては，紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
②保管期間	期間	[　定められていない　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	住宅改修の保険給付情報は，制度上，一生涯20万円の上限が設けられているため，対象者が生存する限りは，当該情報を保有する必要があり，一律の保管期間を定めることはできないが，保管する必要がなくなった特定個人情報については，速やかに消去することとしている。
③消去方法		＜介護保険システム関連における措置＞ ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等，紙媒体の特定個人情報については，外部業者による裁断溶解処理を行い廃棄する。 ・ディスク交換やハード更新の際には，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため，通常，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。

保管場所【次期】

6．特定個人情報の保管・消去

①保管場所 ※		＜新潟市における措置＞ ・申告書及び届出書等の紙媒体やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については，許可された者以外入室することのできない執務室内にて保管しており，取り扱いも執務室内に限定している。 ・窓口業務等を行う部署においては，紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。
		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
		＜ガバメントクラウド（介護保険システム）における措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	[　　定められていない　　] ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	標準化システムでは一部のデータ削除は機能として実装されるが、大部分の業務データの削除機能はない。 また介護保険法ほか法令ではデータ保管期間の定めはない。
③消去方法		＜新潟市における措置＞ ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等，紙媒体の特定個人情報については，外部業者による裁断溶解処理を行い廃棄する。
		＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため，通常，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。
		＜ガバメントクラウド（介護保険システム）における措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7．備考

前回の意見と改善内容

資料３

新個第４号の２
令和２年１２月４日

新潟市長　中原　八一　様

新潟市個人情報保護審議会
会長　高木　義和

特定個人情報保護評価書の点検について（意見）

新介第２５１３号で諮問のありました「介護保険に関する事務　全項目評価書」の点検について、点検の結果、以下のとおり意見を述べます。

記

1　「Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要」の「６．特定個人情報の保管・消去」のうち、「②保管期間」の「定められていない」との記載はやむを得ないと考えるが、個人情報保護の観点から、データの保管期間に定めがないことは、好ましい状態ではないため、個人情報の記録項目ごとに保管期間を定めることができないか検討を重ねていくことが望ましいと考える。

2　「Ⅲ　特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」の「７．特定個人情報の保管・消去」のうち、「リスク３：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク」の「消去手順」の「手順の内容」について、「電子媒体は、保存期限到達後に職員の手動により消去する」とあるが、手動による削除では誤削除のおそれがあるため、誤削除を防ぐための対策があるのであれば、そのことについて記載することが望ましいと考える。

3　再委託については、実施機関から、業務の遂行状況を見極めつつ可能な限り再委託を減らす方向で受託者と協議を行う所存であるとの説明があったが、当審議会においても、今後、再委託を行う際には、業務内容ごとに再委託が妥当かどうか検討していくことが望ましいと考える。

意見１

６．特定個人情報の保管・消去		
①保管場所　※		＜新潟市における措置＞ ・申告書及び届出書等の紙媒体やデータの授受に利用する電磁的記録媒体については，許可された者以外入室することのできない執務室内にて保管しており，取り扱いも執務室内に限定している。 ・窓口業務等を行う部署においては，紙媒体やオンラインの画面が第三者に見えないような配慮を徹底している。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。 ＜ガバメントクラウド（介護保険システム）における措置＞ ・サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ・特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。
②保管期間	期間	［　　定められていない　　］ ＜選択肢＞ 1）1年未満　2）1年　3）2年 4）3年　5）4年　6）5年 7）6年以上10年未満　8）10年以上20年未満　9）20年以上 10）定められていない
	その妥当性	標準仕様書に沿ったシステムでは一部のデータ削除は機能として実装されるが、大部分の業務データの削除機能はない。また介護保険法ほか法令ではデータ保管期間の定めはない。 保管する必要がなくなった特定個人情報については、介護保険システムの運用支援委託先に依頼し、速やかに消去していることとしている。
③消去方法		＜新潟市における措置＞ ・保存期間を過ぎた申請書・帳票等，紙媒体の特定個人情報については，外部業者による裁断溶解処理を行い廃棄する。 ＜中間サーバー・プラットフォームにおける措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため，通常，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は，中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において，保存された情報が読み出しできないよう，物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。 ＜ガバメントクラウド（介護保険システム）における措置＞ ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ・クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ・既存システムについては、本市が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

意見２

⑧事故発生時手順の策定・周知	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない	
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし	
その内容			
再発防止策の内容			
⑩死者の個人番号	[　保管している　]	＜選択肢＞ 1）保管している　2）保管していない	
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存する個人の個人番号を分けて管理していないため，生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている	
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク			
リスクに対する措置の内容	保有する基本5情報は，異動があった場合に随時更新しているため，古い情報のまま保管されるリスクはない。		
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている	
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク			
消去手順	[　定めている　]	＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない	
手順の内容	申請書等については，新潟市公文書管理条例に基づく保管及び廃棄を行う。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている	
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

意見３

「特定個人情報ファイルの取扱いの委託」について

委託事項	現行 再委託有	次期 再委託有
委託事項１	○	△※
委託事項２	×	×
委託事項３	×	×
委託事項４	△※	△※
委託事項５	－	×

※再委託する可能性があるため、再委託すると記載しているが、原則として再委託は行わない。